**第２章**

**障がいのある人を取り巻く現状と課題**

# １　障害者手帳等の所持者数とサービスの利用者数

## **人口**

令和５年４月１日現在、新城市の人口は43,458人で、年々減少しています。

年齢階層別にみると、18歳未満は5,515人（12.7％）、18歳以上65歳未満は21,784人（50.1％）、65歳以上は16,159人（37.2％）で、いずれも減少傾向にあります。

図表２－１　人口の推移（各年４月１日現在）

資料：新城市住民基本台帳

## **障害者手帳等の所持者数**

①　身体障害者手帳所持者

身体障害者手帳は、肢体や視覚、聴覚、音声、言語などの機能のほか、心臓やじん臓、呼吸器、ぼうこう・直腸、小腸、肝臓、免疫などの身体内部の機能の障がいのある人に対して、都道府県等より交付されます。

令和５年４月１日現在、新城市の身体障害者手帳所持者は1,795人で、令和３年をピークに減少しています。年齢階層別にみると、18歳未満は17人（0.9％）、18歳以上65歳未満は379人（21.1％）、65歳以上は1,399人（77.9％）で、18歳以上が減少傾向にあります。

図表２－２　身体障害者手帳所持者数の推移（各年４月１日現在）

資料：新城市福祉課

令和５年４月１日現在の身体障害者手帳所持者数を障がいの種類別にみると、肢体不自由が848人（47.2％）と最も多く、次いで、内部障がいが721人（40.2％）となっています。障がいの等級別では、重度障がい（１・２級）が712人と、全体の36.7％を占めています。

図表２－３　身体障害者手帳所持者の障がいの種類別・等級別構成（令和５年４月１日現在）

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | １級 | ２級 | ３級 | ４級 | ５級 | ６級 | 合計 |
| 視覚障がい | 29 | 33 | 8 | 3 | 10 | 5 | 88 |
| 33.0 | 37.5 | 9.1 | 3.4 | 11.4 | 5.7 | 100 |
| 聴覚・平衡機能障がい | 0 | 26 | 16 | 21 | 0 | 39 | 102 |
| 0.0 | 25.5 | 15.7 | 20.6 | 0.0 | 38.2 | 100 |
| 音声・言語・そしゃく機能障がい | 0 | 0 | 26 | 10 | 0 | 0 | 36 |
| 0.0 | 0.0 | 72.2 | 27.8 | 0.0 | 0.0 | 100 |
| 肢体不自由 | 61 | 170 | 161 | 308 | 105 | 43 | 848 |
| 7.2 | 20.0 | 19.0 | 36.3 | 12.4 | 5.1 | 100 |
| 内部障がい | 392 | 1 | 141 | 187 | 0 | 0 | 721 |
| 54.4 | 0.1 | 19.6 | 25.9 | 0.0 | 0.0 | 100 |
| 合　計 | 482 | 230 | 352 | 529 | 115 | 87 | 1,795 |
| 26.9 | 12.8 | 19.6 | 29.5 | 6.4 | 4.8 | 100 |

※上段の単位は人、下段は障がいの種類別ごとの等級別構成比（％）

資料：新城市福祉課

障がいの種類別に身体障害者手帳所持者数の推移をみると、特に、肢体不自由が減少しています。

図表２－４　身体障害者手帳所持者の障がいの種類別構成の推移（各年４月１日現在）

資料：新城市福祉課

障がいの等級別に身体障害者手帳所持者数の推移をみると、１・２級の重度は横ばい傾向にあります。

図表２－５　身体障害者手帳所持者の障がいの等級別構成の推移（各年４月１日現在）

資料：新城市福祉課

②　療育手帳所持者

療育手帳は、児童相談所または知的障害者更生相談所において、知的障がいと判定された者に対して、居住地の市町村を通じて都道府県等より交付されます。

令和５年４月１日現在、新城市の療育手帳所持者は430人で、増加しています。年齢階層別にみると、18歳未満は106人（24.6％）、18歳以上65歳未満は285人（66.3％）、65歳以上は39人（9.1％）で、特に、65歳未満が増加しています。

図表２－６　療育手帳所持者数の推移（各年４月１日現在）

資料：新城市福祉課

令和５年４月１日現在の療育手帳所持者数を等級別にみると、重度（Ａ）の障がいは145人で、全体の33.7％となっています。

図表２－７　療育手帳所持者の等級別構成（令和５年４月１日現在）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | Ａ | Ｂ | Ｃ | 合計 |
| 18歳未満 | 24 | 27 | 55 | 106 |
| 22.6 | 25.5 | 51.9 | 100 |
| 18歳以上65歳未満 | 107 | 90 | 88 | 285 |
| 37.5 | 31.6 | 30.9 | 100 |
| 65歳以上 | 14 | 21 | 4 | 39 |
| 35.9 | 53.8 | 10.3 | 100 |
| 合　計 | 145 | 138 | 147 | 430 |
| 33.7 | 32.1 | 34.2 | 100 |

※上段の単位は人、下段は年齢階層ごとの等級別構成比（％）

資料：新城市福祉課

障がいの等級別に療育手帳所持者数の推移をみると、重度（Ａ）は横ばい傾向にあります。

図表２－８　療育手帳所持者の障がいの等級別構成の推移（各年４月１日現在）

資料：新城市福祉課

③　精神障害者保健福祉手帳所持者

精神障害者保健福祉手帳は、一定の精神障がいの状態にあると認定された者に対して、居住地の市町村を通じて都道府県等より交付されます。

令和５年４月１日現在、新城市の精神障害者保健福祉手帳所持者は462人で、急増しています。年齢階層別にみると、18歳未満は11人（2.4％）、18歳以上65歳未満は356人（77.1％）、65歳以上は95人（20.6％）で、18歳以上が増加しています。

図表２－９　精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（各年４月１日現在）

資料：新城市福祉課

令和５年４月１日現在の精神障害者保健福祉手帳所持者数を等級別に見ると、１・２級が392人で、全体の84.5％を占めています。

図表２－10　精神障害者保健福祉手帳所持者の等級別構成（令和５年４月１日現在）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | １　級 | ２　級 | ３　級 | 合計 |
| 18歳未満 | 2 | 7 | 2 | 11 |
| 18.2 | 63.6 | 18.2 | 100 |
| 18歳以上65歳未満 | 38 | 260 | 58 | 356 |
| 10.7 | 73.0 | 16.3 | 100 |
| 65歳以上 | 26 | 59 | 12 | 97 |
| 26.8 | 60.8 | 12.4 | 100 |
| 合　計 | 66 | 326 | 72 | 464 |
| 14.2 | 70.3 | 15.5 | 100 |

※上段の単位は人、下段は年齢階層ごとの等級別構成比（％）

資料：新城市福祉課

障がいの等級別に精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移をみると、いずれの等級も増加しています。

図表２－11　精神障害者保健福祉手帳所持者の障がいの等級別構成の推移（各年４月１日現在）



資料：新城市福祉課

④　難病患者

難病は、原因が不明で治療方法が確立していない疾病をいい、このうち国が指定する特定の疾病の患者に対して医療費の助成が行われていましたが、平成27年１月より、「難病の患者に対する医療費等に関する法律」における指定難病の患者に対して、医療費の助成が行われています。

令和５年３月31日現在、新城市の特定医療費（指定難病）の受給者は263人で、横ばい傾向にあります。なお、特定医療費（指定難病）は338の疾病が対象となっていますが、障害者総合支援法では366の疾病が対象となっています。

図表２－12　特定医療費（指定難病）受給者証所持者数の推移（各年３月31日現在）

※対象は、平成27年１月に56疾病から110疾病となり、その後も継続的に見直しが行われ、令和３年11月には338疾病に拡大

資料：新城保健所

⑤　小児慢性特定疾病患者

治療期間が長く、医療費負担が高額となる児童の慢性疾病の患者に対しては、児童福祉法に基づき、小児慢性特定疾患医療費の助成が行われていましたが、平成27年１月より、小児慢性特定疾病医療費として助成が行われています。

令和５年３月31日現在、新城市の小児慢性特定疾病医療費の受給者は37人で、減小傾向にあります。なお、小児慢性特定疾病医療費は788の疾病が対象となっています。

図表２－13　小児慢性特定疾病医療費受給者証所持者数の推移（各年３月31日現在）

※対象は、平成27年１月に514疾病から704疾病となり、その後も継続的に見直しが行われ、令和３年11月には788疾病に拡大

資料：新城保健所

⑥　発達障がいのある人

発達障がいは、発達障害者支援法において、自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がい、その他これに類する脳機能障がいで、その症状が通常低年齢において発現するものと定義されています。なお、広汎性発達障がいではなく、自閉症スペクトラムや自閉症スペクトラム障がいと呼ばれることもあります。

発達障がいは、知的障がいを伴うこともあり、療育手帳を所持する人もいるほか、精神障害者保健福祉手帳を所持する人、手帳を取得できない人もいることから、発達障がいのある人の数を正確に把握することは困難な状況です。



資料：政府広報オンライン

## **サービスの利用者数**

①　障害福祉サービス支給決定者

障害福祉サービスを利用するためには、市町村からサービスの支給決定と受給者証の交付を受ける必要があります。令和５年４月１日現在、新城市の障害福祉サービス支給決定者は740人で、増加傾向にあります。

図表２－14　障害福祉サービス支給決定者数の推移（各年４月１日現在）

資料：新城市福祉課

②　障害支援区分認定者

障害福祉サービスのうち、図表２－15のサービスを受けるためには、障害支援区分の認定が必要となります。障害者総合支援法の障害支援区分は、区分１から６までとなっています。令和５年４月１日現在、新城市の障害支援区分認定者は317人で、障害福祉サービス支給決定者数の42.8％を占めています（図表２－16）。

障害支援区分認定者は、18歳以上の障がいのある人です。18歳未満の障がいのある児童は、発達段階にあり、時間の経過とともに障がいの状態が変化すること、乳児期は通常必要となる育児上のケアとの区別が必要なことなど、検討課題が多く、現段階では使用可能な指標が存在しないことから、障害支援区分は設けていません。

図表２－15　障害支援区分の認定が必要なサービス

|  |  |
| --- | --- |
| サービス名 | 該　当　区　分 |
| 居宅介護 | 区分１以上（通院等介助（身体介護を伴う）は区分２以上） |
| 重度訪問介護 | 区分４以上 |
| 同行援護 | 支援の度合いに応じて、区分認定が必要 |
| 行動援護 | 区分３以上 |
| 重度障害者等包括支援 | 区分６ |
| 生活介護 | 区分３以上（50歳以上は区分２以上） |
| 療養介護 | 区分５以上 |
| 短期入所 | 区分１以上 |
| 施設入所支援 | 区分４以上（50歳以上は区分３以上） |
| 共同生活援助（グループホーム） | 入浴、排泄又は食事等の介護を伴う場合、区分認定が必要 |

※サービスの利用にあたっては、区分の認定に加え、該当条件がある場合もあります。

図表２－16　障害支援区分認定者数の推移（各年４月１日現在）

資料：新城市福祉課

③　地域生活支援事業利用決定者

地域生活支援事業のうち、移動支援事業や日中一時支援事業を利用するためには、市町村からサービスの利用決定と受給者証の交付を受ける必要があります。令和５年４月１日現在、新城市の地域生活支援事業利用決定者は203人で、横ばい傾向にあります。なお、障害福祉サービス支給決定者数の27.4％となっています。

図表２－17　地域生活支援事業利用決定者数の推移（各年４月１日現在）

資料：新城市福祉課

④　障害児通所支援支給決定者

障害児通所支援を利用するためには、市町村からサービスの支給決定と受給者証の交付を受ける必要があります。令和５年４月１日現在、新城市の障害児通所支援支給決定者は95人で、増加傾向にあります。

図表２－18　障害児通所支援支給決定者数の推移（各年４月１日現在）

資料：新城市福祉課

# ２　障がいのある人とない人の意識、意向

## **調査の概要**

この計画の策定にあたり、障がいのある人の日常生活と社会生活の状況や意向、障がいのない人の意識や福祉活動の意向等を把握するため、令和４年10月にアンケート調査を実施しました。また、令和５年９月から10月にかけて障がい者団体にヒアリング調査を実施しました。

ここでは、アンケート調査の結果から障がいのある人とない人の意識、意向等をみていきます。

図表２－19　アンケート調査の概要

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 障がいのある人 | 障がいのない人 |
| 調査対象 | 市内在住の障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）を所持している人 | 市内在住の障害者手帳を所持していない18歳以上の人 |
| 調査方法 | 各対象者を無作為抽出し、郵送により調査票を配布・回収 |
| 調査期間 | 令和４年10月１日～20日 |
| 調　査　数 | 1,600 | 800 |
| 有効回答数 |  735 | 322 |
| 有効回答率 | 　45.9％ | 40.3％ |

※詳しくは、ホームページ等をご参照ください。

図表２－20　ヒアリング調査を実施した障がい者団体

|  |
| --- |
| ・新城市身体障害者福祉協会・新城市手をつなぐ育成会・南新家族会 |

****図表２－21　回答者の属性（障がいのある人）

図表２－22　回答者の属性（障がいのない人）

## **障がい者差別の解消に向けて**

①　障がいのある人への理解の深まり

障がいのある人に「障害者差別解消法」についてたずねたところ、「名称も内容も知っている」（4.5％）と「名称を聞いたことがあるが、内容は知らない」（19.9％）を合わせた名称の認知度は24.4％となっている一方、「名称も内容も知らない」は64.5％となっています。

名称の認知度は、３年前（令和元年度）の調査と比較しても、あまり変化はみられません。

図表２－23　「障害者差別解消法」についてご存知ですか（障がいのある人）

同様に、障がいのない人にも「障害者差別解消法」についてたずねたところ、名称の認知度は43.5％と、障がいのある人の名称の認知度より20ポイント程度高くなっているものの、「名称も内容も知らない」は55.0％となっています。

名称の認知度は、３年前（令和元年度）の調査と比較して、10ポイント程度上昇しています。

図表２－24　「障害者差別解消法」についてご存知ですか（障がいのない人）

障がいのある人に「障害者差別解消法」が施行されて以降、この５年間ほどで社会全体として理解が深まったと感じるかたずねたところ、「かなり深まったと思う」（1.2％）と「少しは深まったと思う」（14.6％）を合わせた《深まった》は15.8％、「あまり深まったとは思わない」（21.4％）と「全く深まっていない」（11.4％）を合わせた《深まっていない》は32.8％となっています。

《深まっていない》が《深まった》を大きく上回っていますが、「どちらともいえない」も34.0％あります。

図表２－25　この５年間ほどで社会全体として障がいのある人への理解が深まったと感じますか（障がいのある人）



同様に、障がいのない人にも「障害者差別解消法」が施行されて以降、この５年間ほどで社会全体として障がいのある人への理解が深まったと感じるかたずねたところ、《深まった》は33.5％と、障がいのある人の《深まった》より18ポイント程度高く、《深まっていない》は41.6％と、障がいのある人の《深まっていない》より９ポイント程度高くなっています。

《深まっていない》が《深まった》を上回っていますが、「どちらともいえない」も22.7％あります。

「障害者差別解消法」が施行されて以降、この５年間ほどでの「障害者差別解消法」や障がいのある人への理解の深まりについては、障がいのある人とない人との認識の違いが顕著になっています。障がい者差別の解消にあたっては、障がいのある人への理解の深めていくことが重要ですが、こうした認識の隔たりをなくしていく必要もあります。

図表２－26　この５年間ほどで社会全体として障がいのある人への理解が深まったと感じますか（障がいのない人）



②　障がいのある人への差別や配慮の状況

障がいのある人に、この５年間で障がいを理由とした差別等を感じた経験があるかたずねたところ、「ある」が11.7％、「あまりない」は26.9％、「全くない」は34.3％となっています。

図表２－27　この５年間に障がいがあることで差別を受けたり嫌な思いをしたことがありますか（障がいのある人）



※感じた差別等の主な内容

|  |
| --- |
| ・外出するとき、ジロジロ見られる・うまく気持ちが伝えられなくて、嫌な顔をされたことがある・障がいの症状を理解してもらえない・補聴器をつけていれば、完全に聞こえていると思われること・ＥメールやＦＡＸ対応をお願いしたにも関わらず、電話をかけてきたこと・排尿障がいがあるが、見た目にはわからないため、障がい者用トイレを使用したら、嫌な目で見られた・タクシーの乗車拒否・マッサージ店に行ったら、介護者がいないとだめと断られた・雇用者に理解がなく、雇ってもらえない・「障がい者だから、仕事ができない」と言われた・職場の一部の人たちから、内部障がいを理解してもらえず、嫌がらせや仲間はずれをされている・学校でからかわれた・障がいが理由で希望するこども園に入れなかった |

一方、障がいのある人に、この５年間で家族等以外から配慮等があり助かった経験があるかたずねたところ、「ある」は19.6％と、差別等を感じた経験よりも高くなっており、この差をさらに拡大していくとよいと考えられます。このほか、「あまりない」は21.5％、「全くない」は30.2％となっています。

図表２－28　この５年間に家族や介護者以外の人から手助けや配慮をされて助かった経験はありますか（障がいのある人）



※配慮等の主な内容

|  |
| --- |
| ・重い物を持ってもらった・スーパーに行った際、袋詰めを手伝ってくれた・入口のドアやエレベーターの開閉を手伝ってもらった・転倒したとき、起こしてくれた・歩道で車いすが段差にはまって動けなくなったときに、近くにいた方に押してもらった・身体に障がいがある友人が、一緒に病院に行ってくれる・自分で運転ができないとき、変わって運転してくれて助かった・遠出をするのに電車の利用が困難で、友人に車で送迎をしてもらった・同年代の近所の人たちが地域の活動の参加に積極的に声をかけてくれる。障がいを持つ前から知っている人たちなので、支えてもらっている・仕事をしている間、勤務時間や内容等を調整してもらった・仕事で、具体的に説明してくれたりスケジュールが明確になっているので、とても助かっている・外出先で障がい者用トイレがどこにあるかわからず困っていたら、親切な方が案内してくれた・手話や筆談をしてくれたこと |

③　地域における障がいのある人とない人とのかかわり

障がいの有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し、支え合う地域社会のことを「地域共生（インクルーシブ）社会」といいます。

障がいのない人に「地域共生社会」という言葉を聞いたことがあるか、また、このような社会のあり方についてどのように考えるかたずねたところ、「聞いたことがあり、賛同できる」が22.7％で、「聞いたことはあるが、賛同できない」は回答がなく、認知度（聞いたことがある）は22.7％となっています。また、「聞いたことはないが、賛同できる」が58.1％で、「聞いたことがあり、賛同できる」と合わせると、《賛同できる》は80.8％となっています。

一方、「聞いたことがなく、賛同もできない」は3.4％、「どちらともいえない」は13.7％です。

図表２－29　「地域共生社会」という言葉を聞いたことがありますか、また、このような社会のあり方についてどのように考えますか（障がいのない人）



障がいのある人に地域の人に支えられていると思うかたずねたところ、「支えられていると思う」（28.4％）と「どちらかというと支えられていると思う」（37.3％）を合わせた《支えられている》は65.7％、「どちらかというと支えられているとは思わない」（12.8％）と「支えられているとは思わない」（14.3％）を合わせた《支えられていない》は27.1％となっています。

《支えられている》は、《支えられていない》を大きく上回っており、過去の調査と比較しても、上昇しています。

図表２－30　地域の人に支えられていると思いますか（障がいのある人）

障がいのない人に、障がいのある人とかかわりを持った経験についてたずねたところ、「かかわりを持ったことがない」が32.3％となっており、かかわりを持ったことがある状況としては、「身近に障がいのある人がいて、日ごろから接している」が25.5％と最も高く、次いで、「職場や学校等で障がいのある人とかかわっている」が20.8％、「まちかどで困っている障がいのある人を手助けしたことなどがある」が14.6％などとなっています。

図表２－31　これまでに生活の中で障がいのある人とかかわりを持ったことがありますか（障がいのない人、複数回答）



障がいのない人に、今後の障がいのある人とかかわりの意向についてたずねたところ、「積極的にかかわりを持とうと思う」が11.2％、「機会があればかかわりを持とうと思う」が47.8％と、これらを合わせた《かかわりを持とうと思う》は59.0％となっています。一方、「できればかかわりを持ちたくない」は8.1％と低くなっていますが、障がいについての理解や配慮など「どのようにかかわったらよいかわからない」が28.3％あります。

障がいのある人とかかわる機会の提供とともに、障がいのある人とのかかわり方や接し方についても周知を図ることにより、障がいのある人とかかわりを持とうという意識がより高めていく必要があります。そして、そうした意識の高まりが、真の支え合う関係性を気づき、「地域共生社会」の実現につながると考えられます。

図表２－32　今後、生活の中で障がいのある人とかかわりを持とうと思いますか（障がいのない人）



④　障がいのある人への理解や配慮をより深めていくために必要なこと

障がいのある人に理解や配慮をより深めていくために必要なことについてたずねたところ、「学校教育での障がいについての理解を深めるための教育の推進」が38.5％と最も高く、次いで、「障がい者の一般企業への就業の促進」（25.0％）、「障がいの有無にかかわらず共に学ぶ教育（インクルーシブ教育）の推進」（24.9％）の順となっています。なお、「特にない」は8.0％にとどまっています。

図表２－33　障がいのある人への理解や配慮をより深めていくためには、どのようなことが特に必要だと思いますか（障がいのある人、複数回答）



資料：「高齢者生活ニーズ調査」（新城市）

年齢別、障がい別にみても、「学校教育での障がいについての理解を深めるための教育の推進」や「障がいの有無にかかわらず共に学ぶ教育（インクルーシブ教育）の推進」、「障がい者の一般企業への就業の促進」が上位になっている一方、18歳未満と精神障がいのある人では、「イベントなど障がい者の話を聞いたり、ふれあう機会の提供」も上位になっています。

図表２－34　障がいのある人への理解や配慮をより深めていくためには、どのようなことが特に必要だと思いますか（障がいのある人の年齢・障がい別上位項目、複数回答）

|  |  |
| --- | --- |
| 18歳未満（n= 43） | ①学校教育での障がいについての理解を深めるための教育の推進（69.8％）②障がいの有無にかかわらず共に学ぶ教育の推進（30.2％）③イベントなど障がい者の話を聞いたり、ふれあう機会の提供（23.3％） |
| 18～39歳（n= 83） | ①学校教育での障がいについての理解を深めるための教育の推進（55.4％）②障がい者の一般企業への就業の促進（36.1％）③障がいの有無にかかわらず共に学ぶ教育の推進（30.1％） |
| 40～64歳（n=184） | ①学校教育での障がいについての理解を深めるための教育の推進（34.8％）②障がい者の一般企業への就業の促進（31.5％）③わからない（23.4％） |
| 65歳以上（n=423） | ①学校教育での障がいについての理解を深めるための教育の推進（33.6％）②障がいの有無にかかわらず共に学ぶ教育の推進（24.1％）③障がい者の一般企業への就業の促進（20.6％） |
| 身　　体（n=456） | ①学校教育での障がいについての理解を深めるための教育の推進（34.4％）②障がいの有無にかかわらず共に学ぶ教育の推進（25.2％）③障がい者の一般企業への就業の促進（21.7％） |
| 知　　的（n=108） | ①学校教育での障がいについての理解を深めるための教育の推進（50.9％）②障がいの有無にかかわらず共に学ぶ教育の推進（31.5％）③障がい者の一般企業への就業の促進（25.0％） |
| 精　　神（n=118） | ①学校教育での障がいについての理解を深めるための教育の推進（43.2％）②障がい者の一般企業への就業の促進（40.7％）③イベントなど障がい者の話を聞いたり、ふれあう機会の提供（26.3％） |
| 重　　複（n= 30） | ①学校教育での障がいについての理解を深めるための教育の推進（40.0％）②わからない（23.3％）③障がいの有無にかかわらず共に学ぶ教育の推進（20.0％） |

障がいのない人に障がい者（児）団体の催し物への参加状況をたずねたところ、「ある」が2.2％、「たまにある」が21.4％と、これらを合わせた《ある》は23.6％となっています。なお、《ある》は、過去の調査と比較すると、10ポイント以上上昇しています。

図表２－35　地域で開催されている障がいのある人のスポーツ大会や障がい者（児）団体が主催する催し物に参加したことがありますか（障がいのない人）



また、障がい者（児）団体の催し物への参加意向をたずねたところ、「機会があれば参加したい」が49.4％と最も高く、これに「ぜひ参加したい」（2.5％）を加えた《参加意向》は51.9％となっています。一方、「参加したくない」は12.1％、「わからない」は34.8％となっています。

図表２－36　今後、地域で開催される障がいのある人のスポーツ大会や障がい者（児）団体が主催する催し物に参加したいと思いますか（障がいのない人）



* **障がい者差別の解消に向けた障がい者団体からの主な意見**

・共生をしていく必要はあるが、障がいの特性を理解してもらうのは難しい。

・12月の障害者週間に啓発活動を行っており、店舗等に協力をしてもらっているが、断られることもある。

・公共的な施設の改修等にあたっては、障がいのある当事者に立ち会いを求め、説明するなどの配慮をしてほしい。

・小規模でも団体活動を続けていくこと、当事者同士で話をすることも大事だと思う。

・病気への理解を深めるために講演会や学習会に積極的に参加しており、そこで得た学びを団体に伝えられたらと思う。

・有償でもよいので、福祉ボランティアがいてほしい。

## **日常生活の充実に向けて**

①　困りごとと相談の状況

障がいのある人に困ったり、不安に思っていることをたずねたところ、「健康・医療について」が38.5％と最も高く、次いで、「経済的なことについて」が27.1％、「交通の便について」が25.4％、「親亡き後について」が21.1％、「自分の将来の生活設計について」が21.0％などとなっています。

３年前（令和元年度）の調査と比較しても、大きな変化はみられません。

図表２－37　困ったり、不安に思っていることはありますか（障がいのある人、複数回答）

年齢別にみると、39歳以下では「親亡き後について」が最も高くなっています。

また、障がい別にみると、知的障がいのある人と重複障がいのある人では「親亡き後について」、精神障がいのある人では「経済的なことについて」が最も高く、状況によって異なることがうかがえます。

図表２－38　困ったり、不安に思っていることはありますか（障がいのある人、年齢・障がい別上位項目、複数回答）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 順　位 | ① | ② | ③ |
| 18歳未満（n= 43） | 親亡き後（55.8％） | 生活設計（41.9％） | 経済的なこと（41.9％） |
| 18～39歳（n= 83） | 親亡き後（57.8％） | 生活設計（39.8％） | 仕事ほか1項目（31.3％） |
| 40～64歳（n=184） | 健康・医療（37.0％） | 親亡き後（35.9％） | 経済的なこと（34.2％） |
| 65歳以上（n=423） | 健康・医療（41.4％） | 交通の便（24.6％） | 経済的なこと（22.0％） |
| 身　　体（n=456） | 健康・医療（41.7％） | 交通の便（25.4％） | 経済的なこと（21.9％） |
| 知　　的（n=108） | 親亡き後（51.9％） | 生活設計（26.9％） | 健康・医療（25.9％） |
| 精　　神（n=118） | 経済的なこと（50.0％） | 生活設計（42.4％） | 親亡き後（41.5％） |
| 重　　複（n= 30） | 親亡き後（60.0％） | 健康・医療（30.0％） | 生活設計（26.7％） |

障がいのある人に困りごとなどの相談先についてたずねたところ、「家族・親族」が80.4％と非常に高く、次いで、「医療機関」が24.9％、「友人・知人」が23.0％などとなっています。なお、「相談できるところ（人）がない」は2.0％、「特に相談はしない」も3.5％と非常に低く、概ね困りごとや心配ごとについては、どこ（誰）かに相談できていることがうかがえます。

図表２－39　困りごとや心配ごとの主な相談先はどこ（誰）ですか（障がいのある人、複数回答）



年齢別、障がい別にみても、「家族・親族」が特に高くなっていますが、18歳未満では「学校等」も高くなっています。

図表２－40　困りごとや心配ごとの主な相談先はどこ（誰）ですか（障がいのある人、年齢・障がい別上位項目、複数回答）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 順　位 | ① | ② | ③ |
| 18歳未満（n= 43） | 家族・親族（90.7％） | 学校・職場等（69.8％） | 医療機関（30.2％） |
| 18～39歳（n= 83） | 家族・親族（81.9％） | 医療機関（26.5％） | 相談支援事業所（26.5％） |
| 40～64歳（n=184） | 家族・親族（68.5％） | 友人・知人（25.0％） | 医療機関（23.9％） |
| 65歳以上（n=423） | 家族・親族（84.4％） | 医療機関（24.6％） | 友人・知人（23.6％） |
| 身　　体（n=456） | 家族・親族（82.7％） | 友人・知人（27.2％） | 医療機関（23.9％） |
| 知　　的（n=108） | 家族・親族（73.1％） | 学校・職場等（38.0％） | 介助者ほか1項目（20.4％） |
| 精　　神（n=118） | 家族・親族（81.4％） | 医療機関（36.4％） | 友人・知人（19.5％） |
| 重　　複（n= 30） | 家族・親族（73.3％） | 学校・職場等（30.0％） | 医療機関（26.7％） |

障がいのある人に相談における困りごとについてたずねたところ、「どこに相談したらいいかわからない」が37.3％と最も高く、「特にない」（30.7％）を除くと、次いで、「相談したいが、苦手でできない」が14.8％、「日時を気にせず連絡できるところがない」が13.7％、「近所に頼れる相談場所がない」が13.3％などとなっています。

「どこに相談したらいいかわからない」は、３年前（令和元年度）の調査と比較すると、10ポイント以上上昇し、「特にない」を上回っています。「どこに相談したらいいかわからない」状況を解消していく必要があります。

図表２－41　相談したいときに困ることは何ですか（障がいのある人、複数回答）

年齢別にみると、18～39歳では「特にない」が最も高くなっています。

また、障がい別にみると、知的障がいのある人と重複障がいのある人では「特にない」が最も高くなっています。

図表２－42　相談したいときに困ることは何ですか（障がいのある人、年齢・障がい別上位項目、複数回答）

|  |  |
| --- | --- |
| 18歳未満（n= 43） | ①どこに相談したらいいかわからない（39.5％）②特にない（37.2％）③相談のための手続きが大変（16.3％） |
| 18～39歳（n= 83） | ①特にない（34.9％）②どこに相談したらいいかわからない（25.3％）③相談したいが、苦手でできない（24.1％） |
| 40～64歳（n=184） | ①どこに相談したらいいかわからない（41.3％）②特にない（26.1％）③相談相手が少ない・いない（19.6％） |
| 65歳以上（n=423） | ①どこに相談したらいいかわからない（37.6％）②特にない（31.2％）③近所に頼れる相談場所がない（15.6％） |
| 身　　体（n=456） | ①どこに相談したらいいかわからない（38.8％）②特にない（37.0％）③近所に頼れる相談場所がない（14.5％） |
| 知　　的（n=108） | ①特にない（37.0％）②どこに相談したらいいかわからない（30.6％）③相談したいが、苦手でできない（17.6％） |
| 精　　神（n=118） | ①どこに相談したらいいかわからない（38.1％）②相談相手が少ない・いない（25.4％）③相談したいが、苦手でできない／特にない（22.9％） |
| 重　　複（n= 30） | ①特にない（36.7％）②どこに相談したらいいかわからない（26.7％）③相談したいが、苦手でできない（16.7％） |

②　情報の入手

障がいのある人に情報の入手先についてたずねたところ、「県や市の広報・ガイドブック」が44.4％と最も高く、次いで、「家族や友人」が30.6％、「テレビ・ラジオ」が29.4％などとなっています。

３年前（令和元年度）の調査と比較しても、あまり変化はみられません。

図表２－43　福祉に関する情報をどこから入手していますか（障がいのある人、複数回答）



年齢別にみると、18歳未満では「家族や友人」、18～39歳では「障がい者施設・事業所」が最も高くなっています。

また、障がい別にみると、知的障がいのある人では「家族や友人」、精神障がいのある人では「病院」、重複障がいのある人では「障がい者施設・事業所」が最も高く、状況によって異なることがうかがえます。

図表２－44　福祉に関する情報をどこから入手していますか（障がいのある人、年齢・障がい別上位項目、複数回答）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 順　位 | ① | ② | ③ |
| 18歳未満（n= 43） | 家族や友人（48.8％） | 学校・職場（48.8％） | 市の広報等（37.2％） |
| 18～39歳（n= 83） | 施設・事業所（43.4％） | 家族や友人（36.1％） | インターネット（27.7％） |
| 40～64歳（n=184） | 市の広報等（39.1％） | 家族や友人（27.2％） | テレビ・ラジオ（27.2％） |
| 65歳以上（n=423） | 市の広報等（52.7％） | テレビ・ラジオ（35.5％） | 家族や友人（29.1％） |
| 身　　体（n=456） | 市の広報等（54.4％） | テレビ・ラジオ（34.9％） | 家族や友人（28.1％） |
| 知　　的（n=108） | 家族や友人（46.3％） | 施設・事業所（36.1％） | 市の広報等（27.8％） |
| 精　　神（n=118） | 病院（32.2％） | 市の広報等（27.1％） | 家族や友人（26.3％） |
| 重　　複（n= 30） | 施設・事業所（36.7％） | 家族や友人（33.3％） | 市の広報等（30.0％） |

障がいのある人に情報入手における困りごとについてたずねたところ、「どこに情報があるかわからない」が41.0％と最も高く、次いで、「直接聞いたり、電話で聞くことがしづらい」が27.2％、「情報の内容が難しい」が26.0％などとなっています。

なお、「特にない」は、22.9％となっており、過去の調査と比較すると、10ポイント以上低下しています。

図表２－45　福祉に関する情報を入手するときに困ることは何ですか（障がいのある人、複数回答）



年齢別、障がい別にみても、「どこに情報があるかわからない」が最も高くなっています。「どこに情報があるかわからない」状況を解消していく必要があります。

図表２－46　福祉に関する情報を入手するときに困ることは何ですか（障がいのある人、年齢・障がい別上位項目、複数回答）

|  |  |
| --- | --- |
| 18歳未満（n= 43） | ①どこに情報があるかわからない（39.5％）②特にない（39.5％）③直接聞いたり、電話で聞くことがしづらい（25.6％） |
| 18～39歳（n= 83） | ①どこに情報があるかわからない（38.6％）②情報の内容が難しい（37.3％）③特にない（32.5％） |
| 40～64歳（n=184） | ①どこに情報があるかわからない（45.7％）②情報の内容が難しい（26.6％）③直接聞いたり、電話で聞くことがしづらい（23.9％） |
| 65歳以上（n=423） | ①どこに情報があるかわからない（39.5％）②パソコン・スマホなどの使い方がわからない（29.3％）③直接聞いたり、電話で聞くことがしづらい（29.1％） |
| 身　　体（n=456） | ①どこに情報があるかわからない（41.0％）②直接聞いたり、電話で聞くことがしづらい（26.3％）③パソコン・スマホなどの使い方がわからない（25.0％） |
| 知　　的（n=108） | ①どこに情報があるかわからない（38.0％）②情報の内容が難しい（36.1％）③特にない（29.6％） |
| 精　　神（n=118） | ①どこに情報があるかわからない（42.4％）②直接聞いたり、電話で聞くことがしづらい（30.5％）③情報の内容が難しい／特にない（27.1％） |
| 重　　複（n= 30） | ①どこに情報があるかわからない（33.3％）②情報の内容が難しい（33.3％）③直接聞いたり、電話で聞くことがしづらい（30.0％） |

* **日常生活の充実に向けた障がい者団体からの主な意見**

・親が亡くなることが増えてきている。親が亡くなった場合の環境の急な変化に備えては自助が大切であるが、その伝え方は考える必要がある。

・市は広報紙やホームページを用いて発信をしているが、高齢者にはパソコンをもっていない人もいる。関わっている事業所から情報を得ている人が多いのではないかと思う。

・待っていても情報を得られないが、動けば情報を得られる。しかし、情報を得られるところがまだ限られている。

・相談支援の窓口を新城の南部や作手にも設けてほしい。

・ヘルパーが不足しており、サービスの量を増やしたくても、言い出しにくい。

## **社会生活の充実に向けて**

①　就労の状況と意向

障がいのある人に（福祉サービス事業所や作業所等での福祉就労を含む）就労状況についてたずねたところ、「仕事をしている」が28.7％、「仕事をしていたが、現在は仕事をしていない」が29.9％、生活介護等の「通所施設に通っている」が4.5％となっている一方、「仕事をしたことがない」は14.1％となっています。

図表２－47　現在、仕事をしていますか（障がいのある人）

「仕事をしている」障がいのある人に就労形態についてたずねたところ、「パート・アルバイトなど」が28.9％と最も高く、次いで、役員を含む「会社などの正社員・職員」が21.8％、「福祉サービス事業所や作業所などを利用」が19.4％、「自営業・個人事業」が16.6％などとなっています。

図表２－48　どのような仕事をしていますか（「仕事をしている」障がいのある人）

障がいのある人に今後の就労意向についてたずねたところ、「仕事をしたいと思う」が37.8％と、現在「仕事をしている」より10ポイント程度高くなっています。一方、「仕事をしたいとは思わない」は32.2％、「わからない」は15.0％となっています。

図表２－49　今後（も）仕事をしたいと思いますか（障がいのある人）

今後「仕事をしたいと思う」障がいのある人に希望する就労形態についてたずねたところ、「パートやアルバイトとして働きたい」が25.9％と最も高く、次いで、「福祉サービス事業所などの指導員の支援を受けながら働きたい」が23.0％、「自宅でできる仕事をしたい」が22.3％、「企業等で働きたい」が18.7％などとなっています。

図表２－50　今後どのように仕事をしたいですか（「仕事をしたいと思う」障がいのある人、３つまで回答）



障がいのある人に就労するために必要なことについてたずねたところ、「障がいに対する職場の理解があること」が46.7％と最も高く、次いで、「心身の状況に応じ、勤務時間や日数が調整できること」（28.7％）、「企業などが積極的に障がい者を雇うこと」（25.7％）、「障がい者に配慮した職場の施設・設備が整っていること」（24.9％）、「生活できる給料がもらえること」（21.2％）の順となっています。

障がいのある人の就労の場においても、障がいのある人への理解や配慮が求められていることがうかがえます。

図表２－51　障がいのある人が仕事をするためには、どのようなことが特に必要だと思いますか（障がいのある人、３つまで回答）



②　就学と卒業後の意向

障がいのある児童に学校等における活動形態に対する希望をたずねたところ、「同じような障がいのある子と一緒のクラスで活動しながら、障がいのない子と活動する機会をもちたい」が47.5％と最も高く、「同じような障がいのある子と一緒のクラスで活動したい」も20.0％と、《主として特別支援教育を受けたい》は３分の２を占めています。

一方、「障がいのない子と一緒のクラスで活動しながら、同じような障がいのある子と活動する機会をもちたい」は10.0％、「障がいのあるなしに関係なく、一緒のクラスで活動したい」は12.5％と、《主として通常学級で教育を受けたい》が２割程度となっています。

障がいのある人への理解や配慮をより深めていくためには、「障がいの有無にかかわらず共に学ぶ教育（インクルーシブ教育）の推進」が18歳未満では高くなっているものの（38頁参照）、障がいのある児童にとっては、より専門的に《主として特別支援教育を受けたい》という意向が強いことがうかがえます。

図表２－52　学校等で活動する場合に、どのような形を望みますか（障がいのある児童）

障がいのある児童に学校等卒業後の進路希望をたずねたところ、「まだわからない」（50.0％）以外では、「一般就労に向けた支援を受けられる施設や場所へ通いたい」が15.0％と最も高く、次いで、「企業や自宅などで一般就労したい」と「福祉サービス事業所などの指導員の支援を受けながら働きたい」が12.5％などとなっています。

図表２－53　現在通っている学校等を卒業したあとの進路をどのように考えていますか（障がいのある児童）

* **社会生活の充実に向けた障がい者団体からの主な意見**

・身体障がいや知的障がいのある人に比べ、精神障がいのある人は、就労に結びつけていないように感じる。

・医療の選択肢が増えると、治療と仕事（社会参加）のバランスが取れてよいと思う。

・学校の支援級が増えたことはよいことだと思う。

・学校卒業後の通所先の事業所がなかなか決まらず、卒業間際までかかるようでは困る。

## **障がいのある人が暮らしやすいまちづくりに向けて**

①　まちの暮らしやすさ

障がいのある人に新城市の暮らしやすさについてたずねたところ、「暮らしやすいまちだと思う」（18.8％）と「どちらかというと暮らしやすいまちだと思う」（44.2％）を合わせた《暮らしやすい》は63.0％、「どちらかというと暮らしにくいまちだと思う」（19.5％）と「暮らしにくいまちだと思う」（7.2％）を合わせた《暮らしにくい》は26.7％となっています。

《暮らしやすい》が《暮らしにくい》を大きく上回っています。

過去の調査と比較すると、《暮らしやすい》が上昇傾向にあり、《暮らしにくい》が低下しています。

図表２－54　新城市は暮らしやすいまちだと思いますか（障がいのある人）

同様に、障がいのない人に新城市の暮らしやすさについてたずねたところ、「暮らしやすいまちだと思う」（17.4％）と「どちらかというと暮らしやすいまちだと思う」（48.1％）を合わせた《暮らしやすい》は65.5％、「どちらかというと暮らしにくいまちだと思う」（28.9％）と「暮らしにくいまちだと思う」（3.7％）を合わせた《暮らしにくい》は32.6％となっています。

障がいのある人からみた新城市の暮らしやすさと比べると、《暮らしやすい》はあまり差異はみられませんが、《暮らしにくい》は６ポイント程度高くなっています。

図表２－55　新城市は暮らしやすいまちだと思いますか（障がいのない人）

②　障がいのある人への理解や配慮をより深めていくために必要なこと

障がいのある人に暮らしやすいまちにするために必要なことについてたずねたところ、「何でも相談できる窓口をつくるなど相談体制の充実」が36.9％と最も高く、次いで、「差別や偏見をなくすための福祉教育や広報活動の充実」（32.1％）、「サービス利用の手続きの簡素化」（29.3％）、「在宅での生活や介助がしやすいよう保健・医療・福祉のサービスの充実」（27.8％）の順となっています。（図表２－56）

年齢別にみると、39歳以下では「差別や偏見をなくすための福祉教育や広報活動の充実」が最も高くなっています。

また、障がい別にみると、知的障がいのある人では「差別や偏見をなくすための福祉教育や広報活動の充実」、重複障がいのある人では「在宅での生活や介助がしやすいよう保健・医療・福祉のサービスの充実」が最も高く、状況によって異なることがうかがえます。（以上、図表２－57）

図表２－56　障がいのある人にとって暮らしやすいまちにするためには、どのようなことが特に必要だと考えますか（障がいのある人、５つまで回答）



図表２－57　障がいのある人にとって暮らしやすいまちにするためには、どのようなことが特に必要だと考えますか（障がいのある人の年齢・障がい別上位項目、５つまで回答）

|  |  |
| --- | --- |
| 18歳未満（n= 43） | ①差別や偏見をなくすための福祉教育や広報活動の充実（51.2％）②一人ひとりの個性を生かした保育・教育の充実（44.2％）③何でも相談できる窓口をつくるなど相談体制の充実／サービス利用の手続きの簡素化（34.9％） |
| 18～39歳（n= 83） | ①差別や偏見をなくすための福祉教育や広報活動の充実（54.5％）②何でも相談できる窓口をつくるなど相談体制の充実（32.5％）③障がい者、介護者などの話を聞いたり交流したりする場の確保／同じ障がいのある仲間が集える場の確保（27.7％） |
| 40～64歳（n=184） | ①何でも相談できる窓口をつくるなど相談体制の充実（39.1％）②サービス利用の手続きの簡素化（32.1％）③差別や偏見をなくすための福祉教育や広報活動の充実（30.4％） |
| 65歳以上（n=423） | ①何でも相談できる窓口をつくるなど相談体制の充実（36.6％）②在宅での生活や介助がしやすいよう保健・医療・福祉のサービスの充実（32.6％）③サービス利用の手続きの簡素化（27.9％） |
| 身　　体（n=456） | ①何でも相談できる窓口をつくるなど相談体制の充実（37.3％）②在宅での生活や介助がしやすいよう保健・医療・福祉のサービスの充実（31.4％）③サービス利用の手続きの簡素化（30.0％） |
| 知　　的（n=108） | ①差別や偏見をなくすための福祉教育や広報活動の充実（44.4％）②何でも相談できる窓口をつくるなど相談体制の充実（32.4％）③同じ障がいのある仲間が集える場の確保（26.9％） |
| 精　　神（n=118） | ①何でも相談できる窓口をつくるなど相談体制の充実（40.7％）②差別や偏見をなくすための福祉教育や広報活動の充実（39.8％）③サービス利用の手続きの簡素化（33.1％） |
| 重　　複（n= 30） | ①在宅での生活や介助がしやすいよう保健・医療・福祉のサービスの充実（53.3％）②差別や偏見をなくすための福祉教育や広報活動の充実（43.3％）③一人ひとりの個性を生かした保育・教育の充実／保健や福祉の専門的な人材の育成と資質の向上（36.7％） |

* **障がいのある人が暮らしやすいまちづくりに向けた障がい者団体からの主な意見**

・市が障がいのある人のいる世帯の災害時の避難希望を把握してくれていることで、安心して暮らすことができる。

・避難所に入れる人数は限られると聞くが、福祉避難所も不足している。みんなが安心して暮らすことができるようにしてほしい。